

令 7.11.13
活 3 - 2

税制調査会会长 翁百合様
活力ある長寿社会に向けた
ライフコースに中立な税制に関する専門家会合座長
佐藤英明様

特別委員 寺井公子

意見書

第3回専門家会合を欠席するにあたり、以下の通り、意見を申し述べさせていただきます。

- 基礎控除等の額の物価調整の頻度について、財務省より3つの案が例示されています。「イメージ1 每年物価調整を実施」は、年の物価変動に合わせて、2年のラグはあるものの、よりタイムリーに控除額を調整できます。物価変動に対して中立的に、基礎控除等の役割を果たすことができ、納税者の視点から見れば、もっとも理想に近いと考えます。
- 「イメージ2 定期的に物価調整を実施」は、源泉徴収義務者の事務負担に配慮した案です。納税遵守の費用に配慮することもまた、重要な視点です。
- 以上より、事務負担が過重にならないよう十分に配慮したうえで、できるだけ短い調整間隔を実行する、というのが、現実的で理想に近い選択肢ではないでしょうか。
- 「イメージ3 每年点検し、一定の物価上昇率となった際に調整を実施」については、多くの人が納得するような「一定の物価上昇率」を決定するのに、困難が伴うのではないかと予想します。また、源泉徴収義務者の事務負担に配慮するのであれば、「イメージ2」の方法で足ります。
- 物価調整はインフレ時にのみ実行すると限らず、本来であればデフレ時にも実行すべきです。
- 基礎控除はすべての納税者に偏りなく適用される控除であることから、物価調整では、代表的・総合的な物価指数である消費者物価指数（全国）総合指数を参照することが望ましいと考えます。

以上